

第4次計画の評価を踏まえ、第5次計画で重点的に取り組むことを想定している分野

(1) 共生社会の実現に向けた取り組み

- ・令和6年度の改正障害者差別解消法の施行により、「合理的配慮の提供義務」が民間事業者まで拡大されるなど、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現に向けた制度改正が進んでいます。
- ・本市においても、園・学校・職場、店舗、病院、公共交通機関等で合理的配慮の提供が不十分と感じたことがある方が一定数みられ、障がい理解の促進を進める必要があります。和泉市ではこれまでもあいサポート運動や手話・言語コミュニケーション促進条例など、障がい理解の促進に取り組んできましたが、第5次計画では、共生社会の実現にむけ、障がい者差別解消支援地域協議会を軸に、総合的に取り組みを推進します。
- ・療育手帳・精神手帳を所持している方の半数以上が地域との付き合いがほとんどなく、地域での孤立が懸念される現状を踏まえ、障がいのある人が地域の一員として安心して暮らせるよう、さまざまな人と人、人と場所がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境整備を目指します。

(2) 自分らしい暮らしの選択を支える地域づくり

- ・就労を希望している人は多く、障がいのある人の自立や社会参加の促進にむけて、就労支援は重要です。令和7年度に就労選択支援も創設されており、本人の能力・適性にあった選択を支援する体制の整備が必要です。
- ・社会とのつながりをもつ手段は、就労に限らず、地域移行の促進、文化・スポーツ活動、地域活動やボランティアなど多岐にわたります。障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自分らしく暮らせるよう支えていくことが求められています。
- ・特に精神障がいの方は、趣味や生きがいの満足度が低い傾向にあり、孤立・孤独の防止に向けて、必要な支援を受けながら、安心して自分らしい暮らしができる支援体制を構築する必要があります。
- ・市民や行政をはじめ、多様な主体が協力し、障がいのある人が希望する暮らしの実現を支える地域の基盤づくりを目指します。

(3) ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援

- ・進学・進級・就職といった環境の変化への不安は大きく、「進学を決めるための情報」「今までの療育・教育内容の引継ぎ」がスムーズに行われることが求められています。また、将来、介助者が高齢になったり、病気になったり、亡くなったりすることへの不安を抱えている人も多く、緊急時や親亡き後を見据えた支援体制の整備が課題となっています。

- ・本人の希望や特性に合わせた環境調整を円滑に進めるため、乳幼児健診等を通じた早期支援、教育・保育機関との連携、卒業後の進路選択や就労支援、親亡き後を見据えた支援など、ライフステージの各段階を切れ目なく支える多機関連携の強化が必要です。
- ・強度行動障がい児者については、利用したいサービスが利用できていない状況がみられ、医療的ケア児者については、介助者の身体的負担や将来への不安が顕著であり、支援体制の強化が求められています。
- ・和泉市障がい者地域自立支援協議会を通じて、専門的な人材育成と支援の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の多機関連携や多様な課題にも対応できる支援体制の構築を進めます。